

# 国際大会強化指定選手選考規定

(一社) 日本知的障害者水泳連盟

(2014年3月制定)

(2017年3月改定)

## (目的)

パラリンピックおよび INAS、IPC 主催の国際大会等で日本チームが最高の競技力を発揮することを目標に、強化指定選手合宿への参加、指定する国内大会への出場、国際大会派遣などの機会をつくり、競技力の向上を図るとともに、選手相互理解し合い、限られた体制の中でより良いコーチングとケアができるチームづくりを目指すことを目的とする。

## 1. 対象

対象者は次の項目のすべてを満たす者とする。

- (1) 日本知的障害者水泳連盟（以下「JSFPID」という）の登録者であること。
- (2) 次のいずれかの競技会に出場し、選考する時期に把握できる直近の INAS および IPC 国際ランキングとの比較で成績優秀な者。
  - ① 日本知的障害者選手権水泳競技大会（以下「日本選手権」という）
  - ② 日本知的障害者選手権(25m)水泳競技大会（以下「日本選手権(25m)」という）
  - ③ ジャパンパラ水泳競技大会（以下「JP 大会」という。）
  - ④ パラ水泳春季水泳記録会
  - ⑤ 日本身体障がい者水泳選手権大会
  - ⑥ JSCA 全国知的障害者水泳競技大会
  - ⑦ その他 INAS、IPC、FINA 規則などによる公認大会
- (3) INAS、IPC ライセンス登録の意思のある者。
- (4) 健康上の問題がなく、競技水泳を行う上で心身ともに適した状態であること。
- (5) トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本の代表となり得るもの。

## 2. 強化指定選手の決定

- (1) 強化指定選手の決定
  - ① 強化指定選手は選手強化担当が推薦し、選手選考委員会で決定する。
  - ② 決定された選手は JSFPID 強化指定選手として登録される。
  - ③ 強化指定選手の決定にあたっては、選手から参加の意志と健康状態などがわかる資料等の提出を求め、選考合宿等の状況等を参考に決定する。
- (2) 強化指定選手の推薦  
対象となる国際大会、JP 大会、日本選手権等の記録が下記のランキングに該当する選手の中から推薦する。ただし、12歳から20歳までの選手について下記のランキングに該当していなくても、将来性を考慮し推薦できる。
- (3) 強化指定選手の人数  
強化指定選手数は、予算など諸条件を勘案し選考委員会でその都度決定する。
- (4) 強化指定選手の追加  
年度内の JP 大会、日本選手権・日本選手権(25m)等において、強化指定選手に該当する選手があった場合など必要な時はその都度推薦し決定することができる。

(5) 強化指定選手の取り消し

- ① 強化指定選手の遵守事項を守らなかった場合は指定を取消することができる。
- ② 怪我、故障等で年度内での選手活動の続行が困難と判断した場合は指定を取り消すことができる。

3. ランキング

(1) S 指定選手

前年の IPC ランキングパラ種目 3 位以内の記録の者およびパラリンピック出場者

(2) A 指定選手

前年の IPC ランキング 8 位以内の記録の者

(3) B 指定選手

- ① 前年の IPC ランキング 12 位以内の記録の者および前年度の大会にて日本新記録を樹立した者
- ② ①以外の者で目前に開催されるパラリンピック標準記録 (MSQ) を達成している者

(4) C 指定選手

前年度、各種目の国内ランキングで 3 位以内の者

(5) D 指定選手

前年度、各種目の国内ランキングで 3 位以内で、国際ライセンス登録(INAS/IPC)をしていない者

(6) その他

(1) ~ (4) の指定選手となるためには、国際ライセンス登録 (INAS/IPC) をしていることが前提となる。

4. 強化指定選手の遵守事項

強化指定選手は下記のことを遵守しなければならない。遵守できない場合は書面にてその理由を申し出て了解を得なければならない。

- (1) 強化合宿への参加
- (2) 指定された国内及び国際大会への参加
- (3) 指定された連盟主催等行事への参加協力
- (4) 練習状況の報告
- (5) 健康など医学的状況変化の報告
- (6) アンチ・ドーピングに関する規程
- (7) IPC 、 (一社) 日本知的障害者水泳連盟、FINA 、 (公財) 日本水泳連盟の規則  
なお、特に FINA、日本水泳連盟競技者資格規定などは準用されるので注意が必要である。

5. 費用負担

合宿および国際大会にかかる参加費用は原則個人負担とする。但し、寄付や助成があるときは軽減されることがある。

## 6. 選考委員会

選考は、「選手選考委員会規程」に準ずる。

附則 1 本規定の改廃は理事会の決議により行う。

2 本規定は一般社団法人知的水泳連盟の設立の登記の日から実施する。

改定 2016年6月11日理事会承認